

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状**(1) 地域の災害リスク**

ア 日立市の地域特性

(自然特性)

① 位置・地勢

本市は、茨城県の北東部に位置し、東京から北へ約150km、県庁所在地である水戸市からは北へ約40kmの距離にある。南北に25.9km、東西17.9kmの広がりをもつておおり、面積は225.86km²である。

東は太平洋に面して風光明媚な海岸線を有し、西には阿武隈山地の支脈である多賀山地が連なり、温暖な気候と海・山の豊かな恵みを享受しながらも東京圏に近い茨城県北部の中核都市である。

位置的に関東地方と東北地方の結節点に当たり、また、茨城港日立港区を有し、北関東地方の海の玄関口として位置付けられている。

② 地形

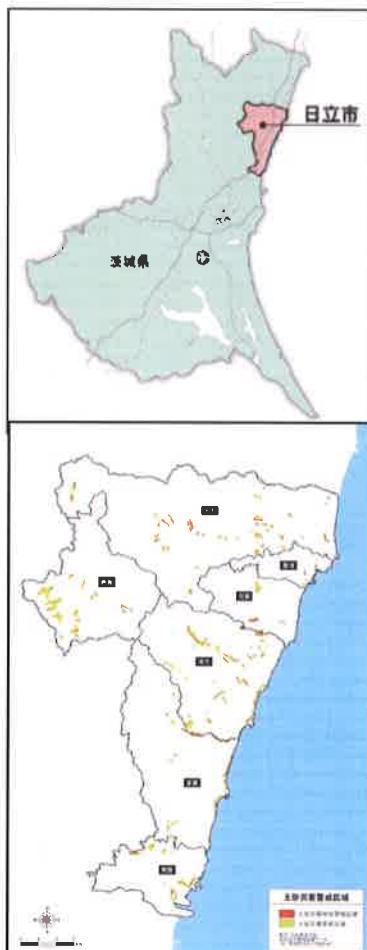
本市は、東は太平洋に面しており、南北約33kmにわたる海岸線は、海食崖を形成し、その前面には一部砂浜を形成している。この崖の上には標高20~60mの平坦な台地が2~3kmの幅で南北に細長く続いている。

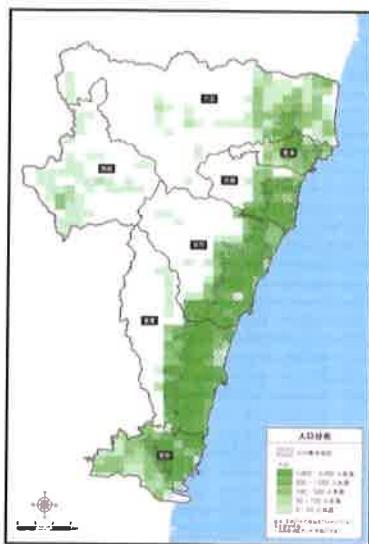
一方、西は阿武隈山系南端の多賀山地の堅破山、石尊山、神峰山、高鈴山、風神山等の山々が連なり、市域の約3分の2を山地が占め、海岸線まで緩やかな段丘を形成している。

このため、市街地においても土砂災害（特別）警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域が指定されている地域が点在する。また、海と山に挟まれた地形上、南北に細長い狭い範囲に市街地が集積し、比較的高密度な市街地が形成されており、市域内的人口は、沿岸部に集中している。

主要交通網としては、JR常磐線、国道6号及び245号、常磐自動車道が海岸線にほぼ平行して走っており、日立南太田、日立中央、日立北の3つの常磐自動車道インターチェンジが立地しているが、地形及び土地利用上の制約等から、交通は南北方向の移動が主であり、慢性的な道路交通渋滞が発生している。

市内を流れる河川（一級・二級・準用）は、20河川と数が多い上に、勾配の急な中小河川が多く、河川断面が狭小な箇所も存在する。





人口分布図



土地利用現況図



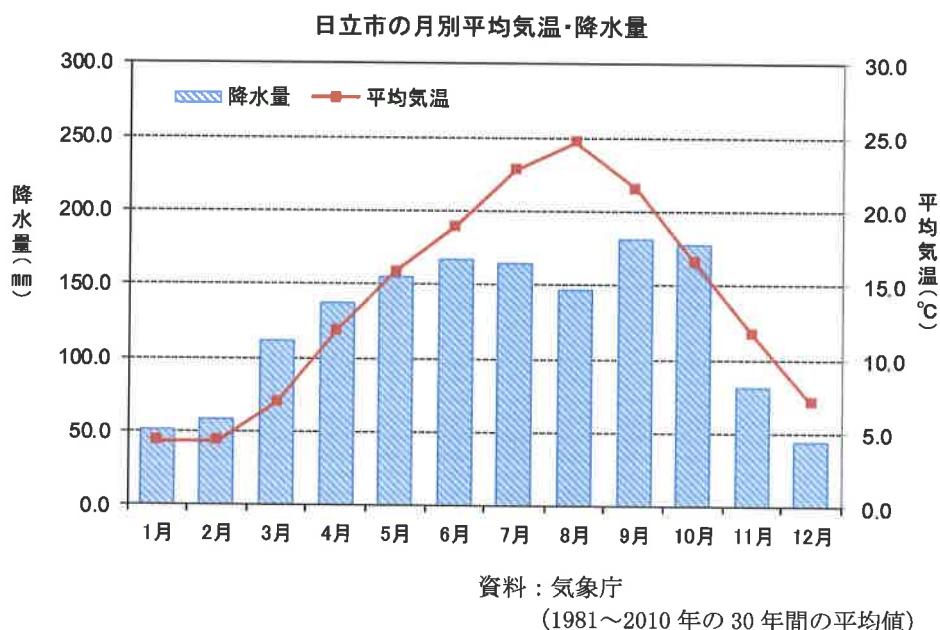
河川現況図

③ 気候・自然環境

本市は、東側が太平洋に面し、市街地の西側に多賀山地を抱えているため、夏は涼しく、冬は温暖で、四季を通じて寒暖の差が少ないという、関東地方の他の地域と異なる気候的な特徴を有している。

本市では、産業の発展過程で発生した公害問題に対し、自然環境を回復するために桜の植栽に取り組んできたことから、市内各所に市の花「サクラ」を見ることができ、特に「かみね公園・平和通り」は、日本のさくら名所100選に選ばれている。

また、県北で一番長い33kmの海岸線には、6つの海水浴場があり、伊師浜国民休養地内には、全国で唯一のウミウの捕獲場があり、全国の鵜飼地に送られている。



想定される地域の災害リスク

(地震：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）)

茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）では、茨城県北部地域に甚大な被害をもたらすおそれのある地震として、次の3つの想定地震が挙げられている。このうち、本市では「F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）」による震度が最も大きく、被害量も大きいと想定されている。

県北部に被害をもたらす想定地震

地震想定	地震規模	市内の最大震度
F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (県北部の活断層による地震の被害)	Mw7.1	7
棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (県北部の活断層による地震の被害)	Mw7.0	6弱
太平洋プレート内の地震（北部） (プレート内で発生する地震の被害)	Mw7.5	6強

資料：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）

F1断層の地震による日立市の被害想定

地震名		F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）		
地震規模		M7.1		
最大震度		震度7		
区分		冬深夜	夏12時	冬18時
被害の概要	建物被害	全壊・焼失	約5,800棟	約5,400棟
		半壊	約11,000棟	約11,000棟
	人的被害	死者	約340人	約170人
		負傷者	約2,300人	約1,600人
		重傷者	約400人	約250人
資料：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）				

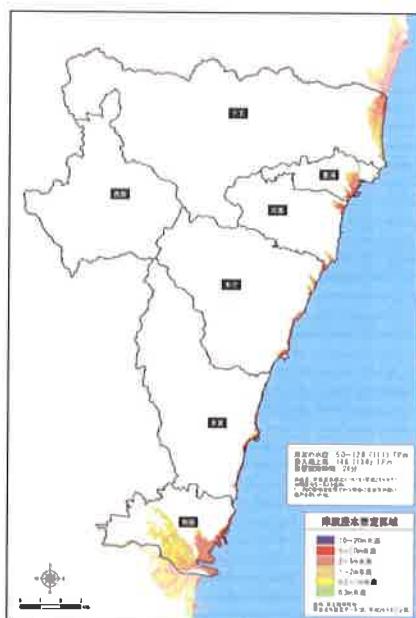
(津波：平成24年茨城県津波調査の報告書、日立市津波ハザードマップ)

茨城県は東日本大震災を受け、平成 24 年に新たな津波浸水想定を設定した。
このうち、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による津波の浸水域、津波高等は、次のとおりである。

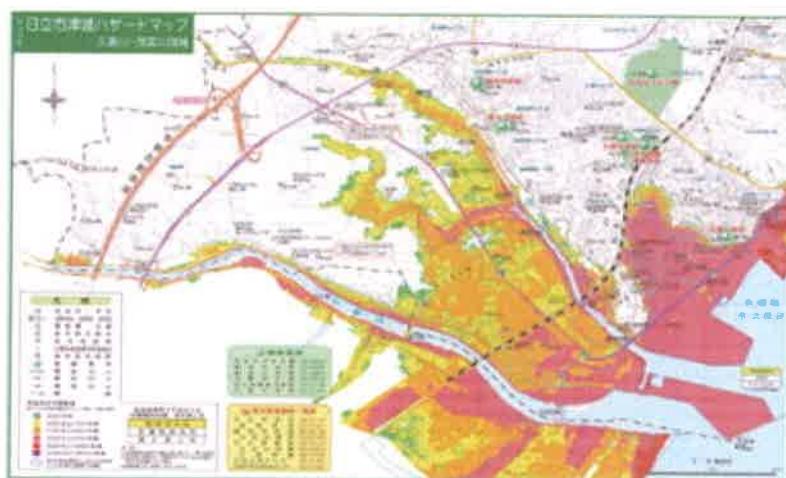
津波の予測（日立市）

海岸名	影響開始時間 (分)	津波高 (m)
川尻港海岸～ 日高漁港海岸	24 分	7.17～ 9.62m
日高漁港海岸～ 多賀海岸	24 分	6.66～11.58m
多賀海岸～ 水木漁港海岸	26 分	6.96～11.07m
久慈漁港海岸～ 豊岡海岸	26 分	4.95～10.90m

資料：平成 24 年県津波調査の報告書、検討資料をもとに作成



津波浸水想定区域図



日立市津波ハザードマップ

(風水害：日立市久慈川・茂宮川洪水ハザードマップ、日立市十王川洪水ハザードマップ)

風水害では、春先から9月頃にかけて大雨・雷雨による被害、8月～10月頃にかけて台風による被害が想定される。

また、大雨は、台風と梅雨時期のものが多く、これらによる河川の氾濫、浸水等が想定される。

市南部の久慈川・茂宮川周辺の地域は、国及び県が公表した洪水浸水想定区域図によると、ほとんどの地域において浸水による被害が想定されている。



日立市久慈川・茂宮川洪水ハザードマップ



日立市十王川洪水ハザードマップ

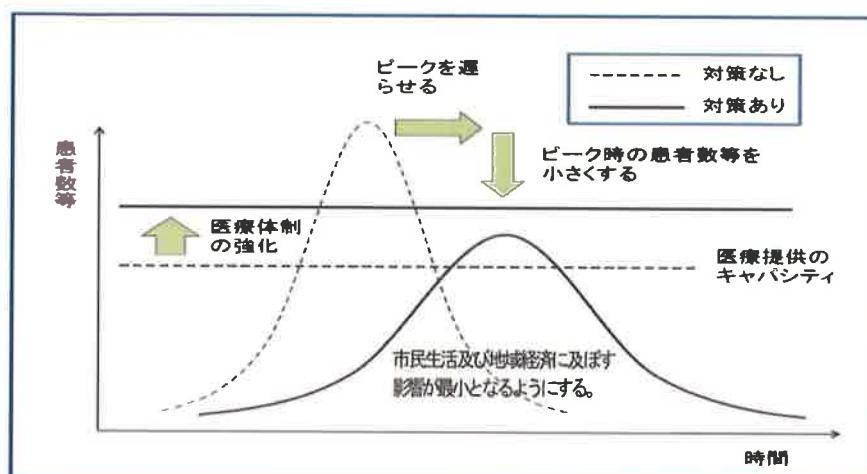
(感染症：新型インフルエンザ等感染症対策行動計画)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

また、事業者に与える影響として、以下の点が懸念される。

- インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。
- 海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

新型インフルエンザ等対策効果 概念図



新型インフルエンザ等発生時の被害想定

区分		日立市 (約19万人)	茨城県 (約300万人)	全国 (約1億2,700万人)
医療機関受診者数		約19,000人 ～37,000人	約31万人 ～約58万人	約1,300万人 ～2,500万人
中等度	入院患者数の上限 (1日最大入院患者数)	約800人 (約150人)	約13,000人 (約2,300人)	約53万人 (10.1万人)
	死亡者数	約250人	約4,000人	約17万人
重度	入院患者数の上限 (1日最大入院患者数)	約3,000人 (約600人)	約48,000人 (約9,200人)	約200万人 (39.9万人)
	死亡者数	約1,000人	約15,000人	約64万人

出典：日立市新型インフルエンザ等対策行動計画より

- ア 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患
- イ 過去に世界で大流行したインフルエンザ等のデータを参考に、中等度を致命率0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）、重度を致命率2.0%（スペインインフルエンザのデータ）として推計
- ウ 入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診者数の推計の上限値を基として推計
- エ 1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を基として推計

（2）商工業者の状況

- ・商工業者等数 6,873件 ※旧十王町分を含む
- ・小規模事業者数 4,921件

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	卸・小売業	1,693	1,013	市内に広く分散している
	宿泊・飲食業	988	596	//
	建設業	693	650	//
	製造業	680	518	市内に広く分散しているが、工業団地等、集中している地域もある
	その他	2,819	2,144	//

出典：日立市の統計：5産業 事業所／経済センサス-活動調査（平成28年6月1日）

(3)これまでの取組

1) 日立市の取組

① 日立市地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条、及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の規定に基づき、市域にかかる風水害、地震災害、原子力災害等について、災害予防、応急対策及び災害復旧にいたる一連の防災活動並びに警戒宣言発表時における事前措置を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とした、計画を策定した。

② 日立市国土強靭化地域計画の策定

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づき、東日本大震災などから得られた教訓を踏まえ、甚大な被害の発生を避けること、また、これらの災害でありがちな事後における対策の繰り返しを避けるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をあらかじめ総合的かつ計画的に実施するとともに、「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った安全・安心な社会を作り上げることを目的として、計画を策定した。

③ 日立市総合計画による防災に係る施策の推進

総合計画では、災害時の広報手段や避難所機能、地域での防災体制の充実など、危機管理体制の強化を図るために、「災害に強いまちづくりの推進（防災・減災）」を推進している。

④ 総合防災訓練及び自主防災訓練の実施

5年に1回のペースで、自主防災組織や小中学生、各防災関係機関による総合防災訓練（人命救助訓練、救援・救護訓練等）を実施している。

また、毎年、地域のコミュニティ毎に小学校等と連携した自主防災訓練を実施している。

⑤ 防災に関する情報提供

各種防災情報については、各種広報（市報・行政放送・戸別無線機による防災行政無線・緊急情報等メール配信サービス等）のほか、市ホームページにおいて防災関連の情報提供を実施している。

- 避難所 ホームページに避難所一覧を掲載しているほか、各種ハザードマップに避難所を掲載

- 知識・情報 各種防災対策、ハザードマップ、災害協定等を市ホームページに掲載
- 消防・救急 市報・市ホームページに掲載
- 計画・資料 地域防災計画、国民保護計画、ハザードマップ（津波・土砂災害・洪水・原子力）

⑥ 防災備品の備蓄

日立市地域防災計画に基づき、災害時に対する備品を備蓄している。
 （主食・飲料水・毛布・トイレ・発電機・救急セットなど）

⑦ 日立市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進事項、実施措置等を定めた計画を策定している。

⑧ 日立市新型コロナ感染症対策本部会議及び緊急総合相談窓口の設置・運営

市役所内に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、国・県の動向を見極めながら、的確な対応を行うとともに、市役所内に新型コロナウイルス緊急総合相談窓口を設置し、生活支援や事業者支援を始めとした各種相談に対応している。

⑨ 日立市新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業等に対する支援策の実施

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業等に対し、市独自の事業継続支援や資金繰り支援、雇用維持支援を実施している。

2) 日立商工会議所の取組

(自然災害)

- ・事業者 B C P（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者 B C P とする。）に関する国の施策の周知。
- ・B C P の策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知。
- ・「日立商工会議所会館消防計画」の所内自衛消防隊編成の見直しを行うとともに、火災や地震発生時の人命保護と災害拡大の防止に向けた対応が図れるよう、防災訓練年 2 回実施。
- ・日立市が実施する防災訓練への協力。

(感染症)

- ・相談窓口の設置、緊急融資相談会、事業者への影響調査、イベントの中止／延期等を行う。
- ・日本商工会議所、日立市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供を行う。

【相談窓口の開設】

資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。臨時相談窓口として、期間を限定し夜間や休日での相談

対応を行う。

【消費喚起事業】

新型コロナウイルス感染症拡大により、イベント中止や来店客減少といった需要の急減により影響を受ける商工業者を対象に、売り上げ回復・販路の確保を目的としたPRコーナー「おうちで日立ごはん」を当所ホームページ上に設置した。

II 課題

(当所の課題)

- ・現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員も十分にいない。
- ・災害復旧への備えとなる保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。
- ・過去に作成した「新型インフルエンザ対策マニュアル」はあるものの更新が不十分である（当所内の防災体制に関するものにとどまっており、災害時の商工業者の状況把握の仕組みや復旧支援に関する対応が検討できていない。）。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性等を周知するなどが必要である。
- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当所には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮すると、テレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者（特に家族のみで経営している事業者）が多く、BCPへの関心が低く、取組み意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災復旧対策が不十分である。
- ・当所の事業者に対する支援においては、事業計画策定支援や販路開拓支援を中心になっており、BCPに関する支援は少なく支援の比重も低いため、BCPのメリットや必要性について周知が進んでおらず、BCPの策定支援に繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなど、感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

III 目標

(自然災害)

(当所の目標)

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

事業継続力強化計画認定 9社／年

各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 30社

（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、その他）

(感染症)

(当所の目標)

- ・行政（国・県・市）や日本商工会議所からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- ・緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広報する。
- ・中小企業・小規模事業者がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- ・組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。また、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・当所内に感染者が発生した場合についての対応や手続き（保健所や医療機関への報告や当所会館の消毒や閉館の考え方）について、あらかじめ新型インフルエンザ対策マニュアルに盛り込む。
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。

(その他)

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年5月1日～ 令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当所が平成21年に策定した「新型インフルエンザ対策マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク、避難所・緊急医療機関等の確認及び、その影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の保険・共済加入等）について説明し、防災への意識を高める。
- ・会報やホームページ、市広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策、損害保険の紹介等を実施する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。
 - 経営指導員等を対象としたBCP策定支援研修
 - 小規模事業者を対象としたBCP策定セミナー
 - 小規模事業者を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会）
 - 小規模事業者・中小事業者を対象としたリスクマネジメントセミナー
 - 小規模事業者・中小事業者を対象とした対象業種別部会を通じたセミナー
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は、令和2年度に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・（公財）日立地区産業支援センター等の関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策

として保険等（感染症特約付き休業補償など）の紹介なども実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認
- ・事業者B C P策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し隨時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・当所事業計画については、日立市担当者と隨時協議会を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認を行う。
- ・自然災害（マグニチュード9（東日本大震災クラス）の地震）が発生したと仮定し、日立市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当所職員間での安否確認を行う。（安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、情報を共有する。（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 ※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。	特に行わない

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間

1日に2回共有する

2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報等の解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況や工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当所が講じる事業者BCPでは、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。
 - ①客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
 - ②交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
 - ③2か月程度を想定した運転資金の確保対策
 - ④職場における集団感染の予防策
 - ⑤仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
 - ⑥テレワーク体制の構築

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会議所は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・市と商工会議所は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・当所と当市が情報を共有した上で、当市においては茨城県が定める期日までに、当所においては茨城県商工会議所連合会が定める期日までに、それぞれに対して報告を行う。

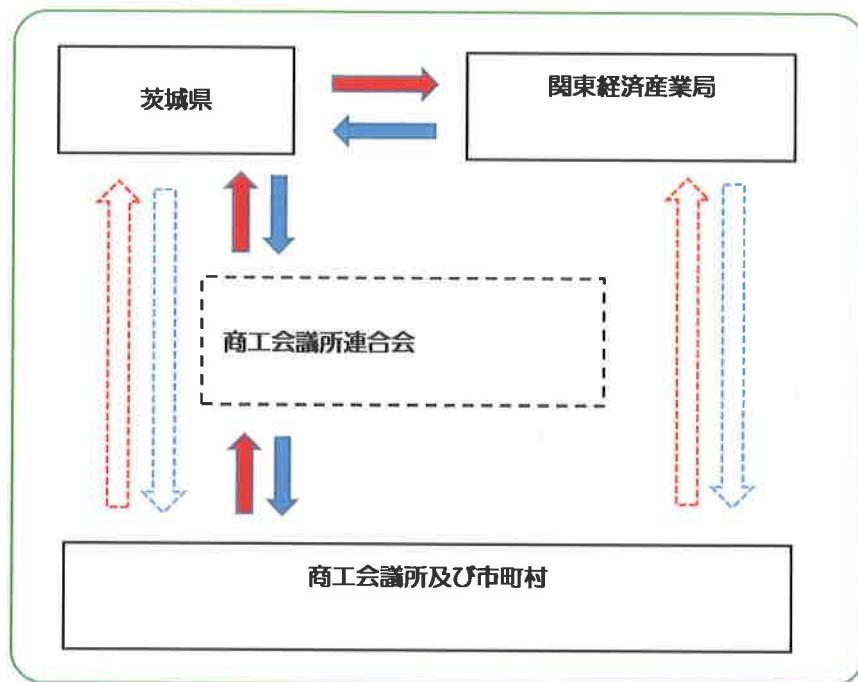
保管の要請

⑥テレワーク体制の構築

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当所又は当市より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式)

The form is titled "災害時被害状況報告書" (Report on Disaster Damage Conditions) and includes the following sections:

- Top section: "報告者情報" (Information of the reporter) and "報告年月日" (Date of report).
- Middle section: "災害種別" (Type of disaster), "被害状況" (State of damage), and "対応状況" (Status of response).
- Bottom section: A large table for "各項目ごとの被害状況" (State of damage for each item), with columns for "項目名" (Item name), "被害状況" (State of damage), and "対応状況" (Status of response).

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、日立市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を相談窓口などで確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。
- ・県内商工会議所との災害時の相互協定（人的・業務支援）の締結。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和3年3月現在)	
(1) 実施体制	
(商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD; DG[日立商工会議所事務局長] --> CC[日立商工会議所 法定経営指導員]; CC --- COORD[連携 連携調整]; COORD --- REVITALIZATION[日立市 商工振興課]; REVITALIZATION <--> DPB[日立市 防災対策課];</pre>	
(2) 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 四倉 佳子（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①日立商工会議所 中小企業相談所 〒317-0073 茨城県日立市幸町1-21-2 TEL： 0294-22-0128 / FAX： 0294-22-0120 E-mail : h1204@hitachicci.or.jp	
②関係市町村 日立市役所 商工振興課 〒317-0065 茨城県日立市助川町1-1-1 本庁舎5階 TEL： 0294-22-3111 内線 471 775 / FAX： 0294-24-1713 E-mail : shoko@city.hitachi.lg.jp	

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

○

○

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	500	700	700	700
・専門家派遣費	330	330	480	480	480
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	50	50	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、日立市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
茨城県商工会議所連合会 会長 大久保 博之 〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 4 階
連携して実施する事業の内容
①災害時における県会議所連合会と各会議所間での相互協力要請（各種相談、問い合わせ対応、一時的な人的支援協力を含む）【災害時の相互協力に関する協定書第4条】 ②平時及び災害時の防災・災害情報等の共有【協定書第5条】 ③連絡責任者等の選任・報告【協定書第6条】
連携して事業を実施する者の役割
①、②、③ 災害時の相互協力要請、防災・災害情報等の共有、連絡責任者等の選任・報告 (連携者) 茨城県商工会議所連合会 (効果) 支援機関の早期の業務復旧、事業者への円滑な支援ができる
連携体制図等
<pre>graph TD; A[茨城県商工会議所連合会] --> B[担当職員]; C[日立商工会議所 事務局長] --> D[法定経営指導員]; B <--> C; D --> E["事業継続力強化計画 普及啓発"]; E --> F["【地区内小規模事業者等】"]</pre>